

帰還困難区域（浪江町）所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続においては東京電力の評価に基づいて賠償されていたが、農機具の取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割として賠償額を算定し、これによる額と上記既払分との差額分が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として、合計金663万5423円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年7月18日

（仲介委員 戸嶋 洋一）

番号	農機具名	認定額(円)	既払額(円)	支払額(円)
1	種蒔機	195,000	124,425	70,575
2	乾燥機	936,134	305,301	630,833
3	ライスプール	189,000	124,425	64,575
4	籾摺機	189,000	124,425	64,575
5	ポリメイト	159,600	105,070	54,530
6	トレーラー	36,667	27,650	9,017
7	ダンプキャリアー	68,400	49,770	18,630
8	コンテナ	227,482	71,309	156,173
9	田植機	988,000	378,745	609,255
10	コンバイン	2,617,492	1,003,404	1,614,088
11	水田ローター	293,285	108,618	184,667
12	その他(肥料をまく機械)	134,914	51,719	83,195
13	コンバイン修繕	202,792	59,082	143,710
14	トラクター	2,931,600	0	2,931,600
合計		9,169,366	2,533,943	6,635,423